

平成17年6月20日
経済産業省
近畿経済産業局

特定商取引法違反の連鎖販売業者に対する 初の取引停止命令について

経済産業省は、6月20日付けで、未成年者を含む学生等の若者をターゲットに「カタロくじ事業」と称する事業等への参加を募って組織を拡大する連鎖販売取引を行っていた株式会社EarthWalker（大阪府中央区）に対して、同社の特定商取引法違反（書面不交付）及び同社の勧誘者の同法違反（勧誘目的等の不明示、不実告知、断定的判断の提供、適合性原則違反）を認定し、同法第39条第1項の規定に基づき、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引を3か月間停止するよう命じました。特定商取引法に基づき連鎖販売業者に対して取引停止命令をかけるのは今回が初めてです。また、併せて学生を含む同社の複数の勧誘者に対しても、同法第38条第2項の規定に基づき、勧誘に際し今後不実告知等の違反を行わないよう指示しました。

なお、本件の連鎖販売取引においては、多くの大学生が勧誘者となって、その友人等の学生を勧誘して被害が拡大していることに鑑み、学生が連鎖販売取引における特定商取引法違反行為をすることがないように、また、被害に巻き込まれることがないように、全国のすべての大学、短期大学に注意喚起を図ることを当省から文部科学省に対し要請したところです。

1. 株式会社EarthWalker及びその勧誘者は、主として学生（未成年者を含む。）を対象に勧誘を行っていましたが、勧誘に際しては、勧誘目的等を明示せずに説明会等に来るように誘っており、また、説明会等では、「誰でもできる仕事、確実に稼げる、みんな月に50万円、上は月何千万円も稼ぐ。」などと連鎖販売業に係る特定利益に関して不実のことを告げ、「20万円なんてすぐに返せる。」「1年後には、月30万円位儲かる」などと利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供しており、さらに、契約金等を直ちに支払えない者には消費者金融から金銭を借り入れさせて契約金

等を支払わせ、契約をさせていました。

2. また、株式会社EarthWalkerは、連鎖販売取引に際して、契約を締結するまでに交付が義務付けられている当該連鎖販売業の概要について記載した書面を契約の相手方に交付しておらず、さらに、契約を締結した際もその契約の内容を明らかにする書面を交付していませんでした。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話	03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室		011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室		022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費相談室		048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室		052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室		06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室		082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室		087 - 861 - 3237
九州経済産業局消費者相談室		092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098 - 862 - 4373

株式会社EarthWalkerに対する行政処分(取引等停止命令)の概要

1. 事業者の概要

- (1) 事業者名：株式会社EarthWalker
- (2) 所在地：大阪府中央区谷町二丁目1番地22号 HARA 大手前ビル5階
- (3) 代表者：代表取締役 石田 王良(いしだ きみよし)
- (4) 資本金：8,000万円
- (5) 設立：平成15年12月1日
- (6) 事業内容：オーナーと称する会員を募り、オーナーは、「カタロくじ」と称する商品カタログを配布する事業(通信販売カタログにより商品を購入するのみの「まねきねこ会員」と称する会員を獲得した場合やその会員が当該カタログから商品を購入した場合に、オーナーにコミッションが入る。)を行うとともに、新たにオーナーを獲得するとコミッションを得られるという形で更にオーナーを増やしていく連鎖販売取引
- (7) 特定負担：オーナー契約金(1口17万円)(注)
+ ビジネススタートキット(8,400円)
+ システム維持料(月額3,150円)
(注) 実際には、2口(34万円)から3口(51万円)の取引が多い。
- (8) 特定利益：オーナー獲得コミッション(新たにオーナーを加入させれば、契約1口につき、2万円の報酬ほか)
- (9) 契約件数：約5,000件
(2003年12月1日~2005年2月17日)
- (10) 売上高：約12億円(2003年12月~2004年11月)
- (11) 従業員：7名(平成17年1月時点)
- (12) 会員数：オーナー登録会員 約3,000人 (注)
カタロくじ会員 約40,000人
(注) 契約解除者やシステム維持料滞納などによる退会者がいるため、契約件数よりもオーナー登録会員の数が少ない。

2. 取引の概要

同社は、主に大学生をターゲットとして、特定利益(自分より下位のオーナーの獲得に成功した場合に得られるコミッション)と事業コミッション(通信販売カタログにより、商品を購入するのみの会員を獲得した場合や同会員が商品を購入した場合に得られるコミッション等)を収受し得ることをもって誘引し、1口17万円から5口85万円の「オーナー契約金」と称する入会料等を特定負担として、同社の提供するビジネスプラン(「カタロくじ事業」と称する事業等)に参加する役務の提供を受け又は施設を利用する権利の販売契約を締結させている。

典型的な勧誘の手口としては、オーナー登録した学生が、友人の学生に対して、「簡単に儲かるアルバイトがある。」などと告げて説明会への参加を勧誘し、最寄りの説明

会場（関連会社の事務所等）に連れて行くと、これにアドバイザーと称する勧誘者が加わって、言葉巧みに、また友人の道義心に訴える等してオーナーへの登録を勧誘していた。また、入会料を支払える十分な金銭を持っていない場合には、組織的に消費者金融から金銭を借りさせて、入会料を支払わせるなどしている。

なお、同社の収入のほとんどは、オーナー契約金（1口17万円から5口85万円）の収入であり、勧誘時に同社のビジネスプランの柱として説明する通信販売事業（カタログじ事業）は、収益事業としての採算がとれておらず、その売上規模は月250万円程度の実績しかなく、カタログの発行部数も3万部程度に留まっている。

3．行政処分の内容

(1) 株式会社EarthWalkerに対する処分

一連の連鎖販売業に関し、平成17年6月22日から平成17年9月21日までの3か月間、次の行為を停止すること。

- 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること
- 連鎖販売取引についての契約の申込を受けること
- 連鎖販売取引についての契約を締結すること

(2) 勧誘者に対する行政処分

連鎖販売契約の勧誘に際し、今後、勧誘目的等の不明示、不実告知、断定的判断の提供及び適合性原則違反（相手方の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと）を行わないよう指示。

4．取引等停止命令の原因となる事実

同社及び同社の勧誘者は、以下のとおり特定商取引に関する法律に違反する行為を行っており、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 不実告知（特定商取引法第34条第1項第4号違反）

同社の勧誘者は、勧誘に際し、「誰でもできる仕事で、確実に稼げて・・・、みんな月に50万円とか稼いでるし、もっと上は月何千万円も稼いでいる。」などと、オーナーの仕事は誰でも簡単にでき、かつ、容易に月に数十万円もの収入が得られる、あるいはランクが上位のオーナーはオーナーの仕事によって月何千万円の収入を得ているかのように告げている。

しかし、実際には、同社のオーナーにおいて、オーナーとしての仕事によって月に何千万円の収入を得ている者は存在しておらず、また、同社のオーナーの仕事は誰にでもできて確実に収入が得られるようなものではなく、オーナー報酬として、月に50万円の収入を得ている者は、ごく一部のオーナーに限られており、同社の連鎖販売業における特定利益に関する事項について不実のことを告げるものである。

(2) 断定的判断の提供（特定商取引法第38条第1項第2号）

同社の勧誘者は、「誰でもできる仕事で、確実に稼げて、17万円なんかすぐ返せる。」「20万円なんてすぐに返せる。」「1年後には、月30万円位儲かるよ。」等と、同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘している。

(3) 勧誘目的等の不明示(特定商取引法第33条の2違反)

同社の勧誘者は、一連の連鎖販売取引をしようとするときに、勧誘に先立って、「今月の収入にプラス2~3万円になったらよくない?やるなら派遣のバイトみたいな簡単な登録だけでいいから、一度話を聞きにおいでよ。」などと告げるのみで、被勧誘者に、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明示していない。

(4) 適合性原則違反(特定商取引法第38条第1項第4号、特定商取引法施行規則第31条第7号)

同社の勧誘者は、約20万円から50万円の支払を含む連鎖販売契約に対し、知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる未成年者を含む学生、若年層をターゲットとした勧誘を行っており、特定負担に見合う額を支払えない者に対しては、組織的に消費者金融を紹介して、金銭を借りさせて契約代金を支払わせている。

(5) 契約書面等の不交付(特定商取引法第37条違反)

同社は、オーナー契約を締結するまでに概要書面を交付しておらず、またオーナー契約を締結した際に、契約書面を交付していない。

6. 勧誘事例

【事例1】

同社の勧誘者Aは大学のサークルの後輩である大学生Xに「すごく儲かるバイトがあるんやけど。」と声をかけ、「仕事の内容は教えられないけど、10万円は軽く儲かる」と言って、説明会に来るように誘った。そして、AはXを上位の勧誘者の事務所に連れて行き、そこで別の勧誘者Bが、AとともにXに対し連鎖販売契約の締結について勧誘を行った。

Bは、同社の連鎖販売取引によって得られる利益を権利収入と呼び、この権利収入の良さをひたすら説明し、EarthWalkerビジネスは「やる気と努力があれば権利収入が得られる。」と告げた上で、同ビジネスのオーナーの加盟料は一口178,400円であるが、「今、約18万円を支払っておけば、稼げるので、大学を卒業する時点で、金銭面で余裕を持っていただけるから、オーナーをやるべきだ。」とXを熱心に勧誘した。そして、BはXにオーナーの収入の仕組み等について説明した。

また、BとAは、未成年者であるXに、「EarthWalkerのオーナーは、大学生以上ならできる。」と告げた上で、オーナーは大学生が多いことやその事務所にいる人の多くが学生である旨説明して勧誘した。

さらに、Bは、「オーナーの権利は永遠に続き、孫の代にまで引き継がれる」と告げ、オーナーの勧誘は簡単にできるかのように説明し、B自身が60万円稼いだ事例やオーナーになれば有名ホテルの部屋に格安で泊まれるようなサービスが受けられる等の説明も行い、AはXの隣で「お前やったら絶対にできる。」などと言って、Xの肩を何度も叩くなどして契約を促した。

その後、オーナー契約金等の支払いに関して、Bは、Aを保証人にしてXにローンを組ませることを提案し、「俺とかAとか周りがXを最大限サポートするし、20万円なんてすぐに返せる。俺たちが稼がしてやる。」と告げた。Xが、考えてから返事したい旨伝えたが、Bは、考えても迷うだけなので、直ぐに決めるように促し、「親には絶対に言うな。」と告げた。当時、AはXにとって信頼できる先輩であったためXは悩んだ末にオーナーになることを承諾した。

数日後、Xが、契約をするために、同じ事務所に出向くと、Bは消費者金融業者にAと一緒に連れて行って、Aを保証人としてXに消費者金融業者との間で20万円の金銭消費貸借契約を結ばせた。

Xは、その日のうちにATMから同社指定口座へ振り込んだ。そして、Xは契約書と誓約書に記入し、オーナー契約金等を振り込んだ明細のコピーと保険証のコピーを添えてBに提出した。なお、その際、Xは、契約書、誓約書及びクーリング・オフについての説明は一切受けていない。また、契約書の交付も受けておらず、その後も契約書の交付を受けていない。

契約後、Xは、上位の勧誘者Bから勧誘の手口について指導されたが、その内容はXが、AとBから勧誘されたのと同様なやり方で他人を誘うようにと指示された。

【事例2】

同社の勧誘者Cは、大学生Yの下宿先に遊びに行った際、「すごく稼げる仕事があるよ」、「ぼくは始めたばかりやけど、150万円位稼いでる人もいる。」と告げた。Yがどんな仕事であるのかその内容を聞くと、Cは「誤解されると困るから、俺からは言われへんねん。説明会があるから一緒に行こう。」とのみ告げて、Yと一緒に話を聞きに行く約束をした。

数日後の夕刻、YはCと待ち合わせ、上位の勧誘者の事務所へ行くと、勧誘者DがYに説明し、Yの隣にはCが座って、連鎖販売契約の締結についての勧誘を行った。

Dは、EarthWalkerという会社は、カタログ広告料と通信販売で儲けていると告げた上で、Dは「権利収入って知ってる？バイトとかは時間をお金に変える収入やんかあ。そうゆうのは労働収入っていうねんよあ。権利収入は、結果をお金に変える収入やねん。」と告げ、ヒット曲の印税収入を例に説明し、「EarthWalkerは権利収入やから、やればやるだけお金がもらえるねん。」と告げた。

そして、Dは、カタログじという通信販売カタログを取り出して、EarthWalkerの通信販売の仕組みについて説明した。

また、Dは、新しくオーナーになる者を一人紹介すれば、直接募集料として2万円がもらえ、その紹介したオーナーがさらに新たなオーナーを紹介したら、間接募集料として1500円から1万円がもらえ、次々とオーナーが増えて自分の下に12人のオーナーができると総代理店というタイトルが与えられて20万円ほどの配当金がもらえること、さらに、39人のオーナーが下にできると統括代理店になり、159人になるとエグゼクティブというタイトルになり、配当金も増大する旨説明した。

また、Dは福利厚生の特典として、有名なホテルや旅館を安く利用できたり、旅行に格安で行ける旨を説明した。

さらに、Dは、オーナーになるには、一口17万円の権利金が必要だと告げ、「ローソンの権利金は何億円もするけど、EarthWalkerはたったの17万円で、たくさんの特典が付いていて、しかも誰でもできる仕事で、確実に稼げて、17万円なんかすぐ返せる。ここにいる人らは、みんな月に50万円とか稼いでるし、もっと上は月何千万も稼いでる。早く稼ごうと思ったら、口数増やせば募集料は倍になるし、ほんまにすぐ稼げる。それから、2006年末には第一次オーナー募集を締め切ることになっていて、チャンスは今しかない。」と告げて契約を促した。

Yがやりたいがお金がないことをDに訴えると、Dは、みんなが使っている学生ローンを紹介するから大丈夫と告げ「このチャンスを逃したら一生後悔するでえ。一緒に頑張れば、CもYに協力してくれるし、勿論俺もするし、この仕事は、仕事してる感じがなくて気づいたら稼いでるっていう感じ。仕事のマニュアルもちゃんとあるからその通りにやってれば絶対稼げるよ。」と告げた。Yは、消費者金融業者からお金を借りることに不安を感じたが、Dから、Cもそうだったし、みんなもそうだと説明されたため、すっかり信用し、お金を借りることとした。

その後、Dは、YとCを自分の車に乗せ、自ら運転して消費者金融業者へ連れて行った。Dは、借りる理由について「海外旅行とかパソコンを買うと言えばいいから」とアドバイスして、Yに35万円を借り入れさせ、当該現金をD自らが預り、Dは、その日のうちに同社指定口座へ振込み、数日後Yに当該振込明細書と釣銭1,285円を返却した。Yは、その約1週間後に上位の勧誘者の事務所へ出向き、契約書等に氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどを記入、押印し、当日の担当オーナーであったEに渡したが、その際、契約書は交付されなかった。

Yは、後日、Eや他の勧誘者に契約書の交付を要求したが、結局交付されなかった。

また、Yは、概要書面を同社から全く提示されておらず、交付を受けていない。

Yは、入会后、上位の勧誘者の事務所において開催されたマニュアル講座やセミナーへ度々参加して、その際受けたマニュアルに従って友人を誘い、勧誘者Fとともに勧誘を行った。しかし、結局Yは一人も勧誘することができなかった。

【事例3】

大学生のZは同社の勧誘者Gから「くじを配るだけで600円もらえるバイトを始めたよ!」という話を聞いた。その後、Gに電話で誘われて、飲食店へ行った際に、Gに同行した勧誘者Hから「今月の収入にプラス2~3万円になったら良くない?やるなら、派遣のバイトみたいな簡単な登録だけでいいから、一度話しを聞きにおいでよ。」と誘われた。Zは、この時には同社の社名や金銭負担の話は一切聞いておらず、翌日の昼にGと待ち合わせる約束をして飲食店を出た。

翌日、ZはGと待ち合わせて、上位の勧誘者の事務所へ話を聞きに行った。Zは、勧誘者Iから、Gの同席の下で説明を受けたが、Zが、同社の社名を聞いたのはこの時が初めてであった。

Iは、オーナーになった場合の収入について説明した上で、「1年後には、月30万円位儲かるよ!」と告げた。そして、Zはオーナー契約をすることとしたが、Iから、後日もう一度来るように言われた。

Zは、翌日、Gと待ち合わせて前日と同じ事務所へ行った。その事務所では勧誘者Jが、オーナーを1人募集すると2万円の収入が得られることなどの説明を行った。さらに、Jは、オーナー契約は複数口契約することが可能で、複数口契約した方が収入が良くなることを説明した。このため、Zは3口のオーナー契約をすることにした。

Zは、Hから「じゃ、これに記入して」と言われ、複数の書類に記入したが、次から次へと書類に記入させられて、押印したため、これらの書類を詳しく読む時間がなかった。また、Zは、その時に記入した書類を一切受け取っておらず、内容を把握できなかった。Zがこれらの書類へ記入押印を終えると、Hが突然に消費者金融業者からの借入を勧めた。Zは、オーナー契約金を支払うために消費者金融業者から借り入れることにした。

Hは、消費者金融での契約の結び方を書いたメモをZに渡し、消費者金融では、職業はアルバイトではなく、社員であるかのように語り、年収も実際よりも高く言えとZに指示した。

その翌日、Zは、GとHに連れられ、Hに紹介された消費者金融業者へ行き、消費者金融業者ではHに指示されたとおり行動し、50万円を借りた。その後、Zは、銀行の支店からオーナー契約金3口分の51万円とビジネススタートキット代8,400円の合計518,400円を同社指定口座へ振り込み、振込明細書のコピーをとってそれをHに渡した。その時もその後においても、Zは、契約書等の書面を一切受け取っていない。

その後、Zは、同社との間でオーナー契約の解除をしたが、オーナー契約を解除するまでの間にカタロくじを配り、また、オーナーになるよう数名の友人を誘ったものの、結局、オーナーを獲得することはできなかった。